

敦賀市立看護大学名誉教授称号授与規程

令和2年2月17日

敦賀市立看護大学規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号）第7条第2項の規定に基づき、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の名誉教授の称号の授与に関し必要な事項を定める。

(名誉教授の資格要件)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者について選考の上、授与する。

- (1) 本学の教授として15年以上勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者
- (2) 本学の学長、学部長又は教授として勤務した者で、次のいずれかに該当する者
  - ア 本学又は本学の学部等の創設に特に功績のあった者
  - イ 社会的に高い評価を得ている賞等の受賞者又はこれと同等以上の者
  - ウ その他教育上又は学術上の功績が特に顕著であったと認められる者

(勤務年数の算入及び算出方法)

第3条 前条第1号において、本学の教授として勤務した期間には、次の各号に定める期間を算入するものとする。ただし、本学に教授として5年以上勤務した者に限る。

- (1) 本学の准教授又は専任講師として勤務した期間の3分の2
  - (2) 本学以外の高等教育機関又は高等教育機関に準ずると認められる機関の教授、准教授又は専任講師として勤務した期間の2分の1
- 2 この規程において、勤務した期間の計算は、当該職に就いた日の属する月から当該職を離れた日の属する月までの月数による。

(推薦)

第4条 名誉教授の称号を付与することが適当であると認められる者があるときは、学部長は教授会に諮った上、教育研究審議会に対して推薦を行うものとする。

- 2 前項の推薦は、推薦書（様式第1号）の提出により行うものとする。
- 3 前2項の規定は大学院及び助産学専攻科について準用する。

(選考)

第5条 教育研究審議会は、前条の規定に基づき推薦された者について、名誉教授の選考

を行うものとする。

- 2 名誉教授の選考は、選考を受ける者の功績及び勤務歴を明らかにした上で、行わなければならない。

(称号の授与)

第6条 学長は、教育研究審議会の選考結果に基づき、名誉教授の称号を授与するものとする。

- 2 名誉教授の称号の授与は、称号記（様式第2号）の授与をもって行う。
- 3 名誉教授には、称号記と併せて褒賞品を授与することができる。

(称号授与の時期)

第7条 名誉教授の称号の授与は、選考された者が退職した日の翌日以降に行うものとする。

(礼遇)

第8条 名誉教授の称号を授与された者に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、諸施設の利用に関する便宜の供与、刊行物の贈呈その他適当な方法をもって礼遇する。

(称号の取り消し)

第9条 学長は、名誉教授に選考された者又は名誉教授の称号を授与された者に、その名誉を汚すと認められる行為があったときは、当該行為の内容を明らかにし、教育研究審議会に諮った上、名誉教授の選考又は名誉教授の称号を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

教育研究審議会 御中

(学部長) (氏 名) ㊟

推薦書

敦賀市立看護大学名誉教授称号授与規程第4条の規定により、教授会の議に基づき、下記の者を敦賀市立看護大学名誉教授として推薦します。

記

氏 名

推薦理由

※複数名を同時に推薦できる。

様式第2号（第6条関係）

(称号記番号)
称号記
(氏 名)
(生 年 月 日)
学校教育法の定めるところにより 敦賀市立看護大学名誉教授の称号 を授与する
年 月 日
敦賀市立看護大学
公 大 印 学

※本文には、学長の認めるところにより、名誉教授の称号を授与する理由を付記することができる。

※称号記番号は、「名誉教授」の次に、通し番号を「第〇〇号」と記す。